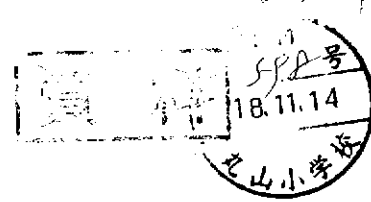
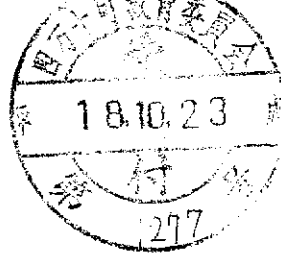


教育長	次 長	課 長	係
水 間	山 本	山 本	



18 高教職第 756 号
平成 18 年 10 月 18 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

交通法規の遵守について（通知）

日ごろから、管内教職員の服務規律の確保につきましては、何かとご指導をいただき感謝申し上げます。

さて、県警では、自転車利用者の交通マナーの悪化による自転車に関連する交通事故が多発している状況を受けて、酒酔い運転を最重点項目として、信号無視や無灯火など自転車利用者の交通違反についても取締りを強化することとしています。

言うまでもなく、教職員は、取締りの強化のあるなしに関わらず、率先して法規を守り県民の模範となるよう努めなければなりません。

貴職におかれましては、飲酒運転をしてはならないことはもちろんのこと、交通法規の遵守に一層心がけるようご指導をお願いします。

資 料

平成 18 年 10 月 5 日

交 通 指 導 課

自転車利用者に対する交通指導取締りの強化について	
1 強化に至る経緯	平成 17 年中の全国の自転車に関連する交通事故は、発生件数 183,653 件、死傷者数 185,532 人で、発生件数は交通事故全体の約 2 割を占めるとともに、過去 10 年で約 1.3 倍に増加し、死傷者のうち違反のある者が約 3 分の 2 を占めている。また、自転車対歩行者の交通事故による歩行者の死傷者数は、2,359 人と 10 年前の 4.5 倍に達している。 一方、高知県の平成 17 年中の自転車に関連する交通事故は、発生件数 895 件、死者 3 人、負傷者 893 人で、ここ 10 年間はほぼ横遣いの状況となっているが、死傷者のうち違反のある者が 8 割を超えている。 自転車に関連する交通事故が多発している背景には、自転車利用者の交通マナーの悪化があり、これまで実施してきた指導警告活動だけでは限界があり、交通切符（いわゆる赤切符）の適用等による積極的な検挙措置を講じる必要が生じたことによる。
2 積極的な検挙措置を講じる違反態様と罰則	○ 酒酔い運転（最重点）・・・ 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 ○ 信号無視・・・ 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金 ○ 無灯火・・・ 5 万円以下の罰金 ○ 二人乗り・・・ 2 万円以下の罰金 ○ 一時不停止・・・ 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金 ○ 通行禁止場所通行・・・ 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金 ○ 並進・・・ 2 万円以下の罰金 ○ 傘さし・・・ 5 万円以下の罰金
3 実施日	平成 18 年 11 月 1 日
4 高知県の最近の検挙事例	○ 平成 16 年 11 月 二人乗り（16 歳、男性） ○ 平成 17 年 8 月 酒酔い運転（53 歳、男性） ○ 平成 18 年 9 月 酒酔い運転（82 歳、男性）

1 1 月から自転車利用者に対する取締りが強化されます！

自転車利用者の交通マナーの悪化

- 平成17年中における全国での自転車の交通事故件数は183,653件で、交通事故全体の約2割を占め、過去10年間で約1.3倍に増加
- 自転車乗車中の交通事故による死傷者数は185,532人と、平成2年以来15年ぶりに対前年比で減少したものの、このうち違反のある者は約3分の2
- 自転車対歩行者の交通事故による歩行者の死傷者数は2,359人と、10年前と比較して約4.5倍に増加

取締強化の目的

- 自転車利用者の交通ルールの遵守及び交通マナーの向上
- 第8次交通安全基本計画の交通事故抑止目標の達成
 - ・ 全国～24時間死者数を5,500人以下、死傷者数を100万人以下
 - ・ 高知県～平成22年の交通事故死者数を年間43人以下

自転車の検挙を強化する違反態様

- 信号無視（赤色等）～3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金
- 無灯火運転～5万円以下の罰金、過失同じ
- 自転車の二人乗り～2万円以下の罰金
- 酒酔い運転～3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 指定場所一時不停止～3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金
- 通行禁止違反（通行禁止場所通行）～3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金
- 通行区分違反（他の車両との並進）～2万円以下の罰金又は科料
- 公安委員会遵守事項違反（傘差し運転）～5万円以下の罰金、過失同じ

交通切符による検挙の留意事項

- 自転車利用者に対する交通指導取締り強化の広報の徹底
- 県民に検挙措置の濫用との誤解を受けない適切な検挙活動の徹底

道路交通法等の改正により、平成14年6月1日から罰則等が変更になりました。

■ 酒酔い運転 ■

まっすぐ歩けないなど、酔った状態で運転すること。

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

◇ 違反点 25点

行政処分・・・免許取消し(欠格期間2年)

※改正前の罰金は2年以下の懲役または10万円以下の罰金、違反点は15点

■ 酒気帯び運転

酒に酔った状態でなくても、一定基準以上のアルコールを体内に保有して運転すること。

罰則 1年以下の懲役または30万円以下の罰金

◇ 違反点

体内アルコール濃度が

1、呼気1リットル中0.25ミリグラム以上の場合13点

2、呼気1リットル中0.15ミリグラム以上～0.25ミリグラム未満の場合6点

行政処分・・・免許停止

※ 改正前は「呼気1リットル中0.25ミリグラム以上」に限り、罰則は3か月以下の懲役または5万円以下の罰金、違反点は6点

■ 酒気帯の基準 ■

体内保有アルコール濃度は、

呼気1リットル中0.15ミリグラム以上、

血液1ミリリットル中0.3ミリグラム以上

※ 改正前は、呼気1リットル中0.25ミリグラム以上、血液1ミリリットル中0.5ミリグラム以上でした。

○ 道路交通法

(昭和三十五年六月二十五日)
(法律第一〇五号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの(以下「歩行補助車等」という。)以外のものをいう。

十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一 軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

十七 運転 道路において、車両又は路面電車(以下「車両等」という。)をその本来の用い方に従つて用いることをいう。

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

第八章 罰則

第二十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。)にあつたもの

第二十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の十二(放置車両確認機関)第六項又は第五十一条の十五(放置違反金関係事務の委託)第二項の規定に違反した者

二 法令の規定による運転の免許を受けている者(第六十七条の二の規定により国際運転免許証等で自動車等を運転することができることとされている者を含む。)でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで(法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。)又は国際運転免許証等を所持しないで(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当している場合、又は本邦に上陸した日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含む。)運転した者

三 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(軽車両を除く。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(軽車両を除く。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

運転者以外の者の責任

飲酒運転はもちろん運転者が道路交通法違反で罰せられるが、飲酒運転を幫助することももちろん罪に問われる。相次ぐ飲酒運転死亡事故のため、世論やマスメディアの動向に併せて、警察も幫助犯の厳格な取り締まりに乗り出している。

■ 条文

道路交通法第六十五条^[7] 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

刑法第六十二条 正犯を幫助した者は、従犯とする。

幫助犯には、飲酒者を励まし飲酒または飲酒運転の意思を強化するなど心理的に飲酒行為または飲酒運転行為を促進した全ての行為が該当する。推奨、容認など手段、方法は問わない。具体的には、

- 運転者と知りながら酒を酌み交わす事。運転するべき者のコップに酒を注いだだけで足りる。
- 運転者と知りながら飲食店等でその客に酒を出すこと。その客が車両等に乗ってきている事を知っている(はずだと判断される)だけで足りる。
- 飲酒運転と知りながらその車両等に同乗すること。積極的・消極的を問わない。
- これらの行為を許可、容認、放置などして、その事に責任を問える場合。

以上に挙げた作為または不作為も幫助となりうる。

つまり、飲酒運転者の飲酒または飲酒運転に消極的にでも関わった場合、飲酒運転(事故)の幫助犯として処罰されうる。なお、積極的に関わった場合は共謀共同正犯として飲酒運転(事故)の主犯と同程度に処罰される。飲酒運転(事故)は重大な犯罪であり、その重大な犯罪に少しでも積極的にでも消極的にでも関わった人間は、等しく処罰されると言う、善良な一般的常識の観点に立ち返る必要がある。

刑事事件として幫助犯に対しても厳罰が下される可能性があるだけに留まらず、飲酒運転事故の民事責任も、同様に共同不法行為として連帯責任として賠償責任を負う事となる(民法719条)。

また、幫助者が運転免許を受けていた場合にも、実行者の飲酒運転行為・飲酒運転交通事故により、幫助者の運転免許に対しても違反行為の行政処分として免許停止・免許取消等の不利益処分がなされる可能性がある。(道路交通法上、違反行為の幫助者を運転免許の行政処分の対象から除外する事は法律で予定されていない。)

実例として、2001年年末、ある男性が、同僚と酒を7時間も飲んでいながら運転を行ない、当時19歳だった女子大生をひき殺した事件があり、運転者は危険運転致死罪に問われ懲役7年の実刑判決が言い渡された。ところがその同僚も「運転者と知りながら酒を飲ませた」と賠償責任を問われ、東京地裁が2006年7月28日、その同僚に「注意義務を怠った」と5800万円の賠償命令を下した判例がある。共同不法行為者の契約する自動車保険等がこのような賠償に対して保険金支払いされない場合、その者は破産する可能性がある。